

施策
(- 1 - 1)

危機管理体制の充実・強化 **優先施策16**

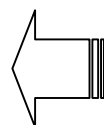
目的

テロ事件や新興感染症などの予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、住民の生命、身体及び財産への被害を最小限にすることをめざします。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

事案認知から危機
管理連絡会議開催
までの対応時間 3時間



現状値(平成15年度)

4時間

事案発生からの第一通報を受け、調査等の情報収集により危機管理事案として認定し、危機管理連絡会議を開催するまでの対応時間です。

現状と課題

平成13年(2001年)に米国で発生した同時多発テロを契機とした不安定な国際情勢や長引く不況などを反映し、テロ・ゲリラ事件、人質立てこもりや誘拐事件などの凶悪犯罪など予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。

平成15年(2003年)11月以降、ベトナム、香港、中国広東省などにおいて発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)は、瞬く間に世界規模で感染が拡大し、我が国での患者の発生に対し国民の不安が高まり、社会生活にも大きく影響を及ぼしました。

県では、あらゆる危機の発生に際し迅速に情報を収集し、応急対策をとる体制を整備するため、平成14年に「島根県危機管理対策本部設置要綱」等を制定しました。

今後、訓練の実施などをおして危機管理能力、実践的対応力の向上、危機管理連絡会議など関係機関の連携強化を図り、危機管理体制をさらに充実・強化する必要があります。

平成17年度中に「国民の保護に関する計画」を策定し、県の責務と役割を明示します。

「国民の保護に関する計画」

用語解説

武力攻撃事態等が発生または発生する恐れがあるとき、国民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき県が行う警報指示・救援・避難誘導等を実施する組織・体制や救援・避難の計画を定めます。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| 危機管理体制の充実強化 〔担当課〕 消防防災課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等 | 危機管理シミュレーション訓練の実施により、危機管理能力の向上や迅速な応急対策の実施など危機管理体制を充実・強化するとともに、国民の保護に関する計画を策定します。 危機管理対策事業 |
| 新興・再興感染症対策推進事業 〔担当課〕 薬事衛生課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等 | 多種多様な感染症に備えるための指定医療機関の体制整備と検査機器や防護服等の整備、関係職員に対する研修を行います。 感染症指定医療機関体制整備及び医療提供事業 |
| テロ等突発事案対策の推進 〔担当課〕 警察本部警備第一課 警備第二課 捜査第一課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等 | 原子力発電所、空港、航空保安施設等の重要施設、駅ターミナルや大規模イベント会場等、人の多数集まる場所及び沿岸地域の警戒警備を実施します。また、装備資機材の整備や実践的訓練を実施し、初動体制を強化します。 テロ防止対策事業 突発事案対策事業 |

